

## 全国がん登録制度について

### ○地域がん登録の課題

「地域がん登録」は、健康増進法に基づき、都道府県が各都道府県在住のがん患者の情報を収集することで実施されてきた。

•全てのがん患者が登録されていない。

（届出を行うのが協力医療機関に限られるため）

•登録漏れの把握や生存確認調査が十分にできていない。

（都道府県によって体制が異なるため）

•都道府県をまたいで、医療機関を受診したり、転出したりした場合の情報  
がとりにくい。

（届出や死亡票収集の対象が当該都道府県の住民に限られるため）

全国統一のがん登録制度の必要性

⇒ がん登録等の推進に関する法律の制定

（H25公布、H28施行）

## ○全国がん登録の届出が義務づけられる医療機関

⇒ 「病院」と知事が開設者の同意を得て指定する「診療所」

(県内では、106病院と6診療所が対象)

## ○全国がん登録の登録項目

⇒ 以下の26項目の登録を義務づけ

番号	項目名	番号	項目名	番号	項目名
1	病院等の名称	10	病理診断	19	鏡視下治療の有無
2	診療録番号	11	診断施設	20	内視鏡的治療の有無
3	カナ氏名	12	治療施設	21	外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲
4	氏名	13	診断根拠	22	放射線療法の有無
5	性別	14	診断日	23	化学療法の有無
6	生年月日	15	発見経緯	24	内分泌療法の有無
7	診断時住所	16	進展度・治療前	25	その他の治療の有無
8	側性	17	進展度・術後病理学的	26	死亡日
9	原発部位	18	外科的治療の有無		

## ○全国がん登録情報の利用・提供

⇒ 行政機関、届出病院、研究者等は、要件を満たせば全国がん登録情報を利用することができる。

ただし、届出病院以外は、利用申出にあたり審議会の意見を聴かなければならない。



栃木県がん対策推進協議会がん登録部会の意見  
聴取が必要